

# 兵庫県公報

令和2年11月13日 金曜日 第157号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○ 液化石油ガス販売事業者の認定（産業保安課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	2
○ 鳥獣保護区の指定（鳥獣対策課）	3
○ 平成22年兵庫県告示第1074号（特定猟具使用禁止区域の指定）の一部改正（同）	3
○ 特定猟具使用禁止区域の指定（同）	3
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
<b>公 告</b>	
○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	8
○ 落札者等の公示（専門職大学準備課）	9
○ 県有地の一般競争入札による売払い（住宅管理課）	10
○ 入札公告（中播磨県民センター）	11

## 告 示

### 兵庫県告示第1158号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の6第1項の規定により、次のとおり液化石油ガス販売事業者を認定した。

令和2年11月13日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 氏名又は名称及び住所  
株式会社 中村商店  
豊岡市出石町町分355番地
- 2 認定年月日及び認定番号  
令和2年8月5日  
第44号

### 兵庫県告示第1159号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和2年11月13日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 松山土地改良区

##### 退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
監 事	松 本 勝 美	姫路市林田町六九谷85番地1

##### 就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
監 事	松ヶ下 学	姫路市林田町松山834番地1

#### 春日東部土地改良区

##### 退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	大西 純一	丹波市春日町松森10番地
同	細見 幸雄	同 市春日町松森491番地
同	荒木 一則	同 市春日町広瀬366番地
同	細見 豊博	同 市春日町広瀬636番地
同	山内 光喜	同 市春日町栢野1035番地
同	河南 光夫	同 市春日町栢野158番地
同	細見 重彰	同 市春日町上三井庄144番地3
同	山内 悦男	同 市春日町上三井庄1304番地
同	門前 信隆	同 市春日町下三井庄1321番地
同	山内 徹	同 市春日町上三井庄89番地1
同	杉山 幸男	同 市春日町下三井庄460番地
同	畑 正昭	同 市春日町下三井庄606番地
同	畑 一夫	同 市春日町鹿場343番地
同	矢持 寛義	同 市春日町鹿場748番地
同	矢持 和範	同 市春日町鹿場768番地1
同	石田 善和	同 市春日町下三井庄26番地1
同	近藤 資治	同 市春日町柚津274番地
同	近藤 康男	同 市春日町柚津22番地1
監事	山内 一九悟	同 市春日町広瀬658番地
同	近藤 協三	同 市春日町柚津665番地

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	細見 幸雄	丹波市春日町松森491番地
同	西山 克巳	同 市春日町松森572番地
同	細見 健一	同 市春日町広瀬20番地3
同	山内 一九悟	同 市春日町広瀬658番地
同	近藤 守	同 市春日町栢野816番地
同	岩見 泰男	同 市春日町栢野707番地
同	細見 勝	同 市春日町下三井庄1471番地
同	細見 輝雄	同 市春日町上三井庄992番地2
同	田中 伸介	宝塚市安倉中5丁目13番4号
同	岡田 龍雄	丹波市柏原町柏原3161番地1
同	畑 憲幸	同 市春日町下三井庄1161番地
同	矢持 晃	同 市春日町鹿場1100番地
同	松岡 秀美	同 市春日町下三井庄1085番地1
同	畑 久行	同 市春日町鹿場341番地
同	近藤 光広	同 市春日町柚津667番地
同	柳田 宏明	同 市春日町柚津711番地
監事	細見 芳郎	同 市春日町栢野661番地
同	矢持 健弘	同 市春日町鹿場79番地1

兵庫県告示第1160号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を令和2年10月30日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和2年11月13日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	湛水防除福浦地区	令和2年11月13日から 同年12月3日まで	赤穂市役所



**兵庫県告示第1161号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、令和2年11月1日から次の区域を鳥獣保護区として指定し、平成22年兵庫県告示第1073号（鳥獣保護区の指定）を廃止する。

令和2年11月13日

兵庫県知事 井戸敏三

名称	区域	存続期間
雌岡山鳥獣保護区	神戸市西区神出町老ノ口における市道神出村第16号と市道大久保広野線との交点を起点として、同所から市道神出村第16号を北進して市道神出村第17号に至り、同所から同市道を北東進して市道神出村第19号に至り、同所から同市道を東進して同区神出町古神の市道神出古神1号に至り、同所から同市道を南進して市道古神1号に至り、同所から同市道を南進して金棒池西南端における市道大久保広野線に至り、同所から同市道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和2年11月1日から 令和12年10月31日まで



**兵庫県告示第1162号**

平成22年兵庫県告示第1074号（特定猟具使用禁止区域の指定）の一部を次のように改正し、令和2年10月31日から適用する。

令和2年11月13日

兵庫県知事 井戸敏三

表グリーンピア三木特定猟具使用禁止区域の項名称の欄中「グリーンピア三木特定猟具使用禁止区域」を「ネスタリゾート神戸特定猟具使用禁止区域」に改める。



**兵庫県告示第1163号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、令和2年11月1日から次の区域を特定猟具使用禁止区域として指定し、平成22年兵庫県告示第1074号（特定猟具使用禁止区域の指定）を廃止する。

令和2年11月13日

兵庫県知事 井戸敏三

名称	特定猟具の種類	区域	存続期間
神出特定猟具使用禁止区域	銃器	神戸市西区神出町紫合における県道神戸加古川姫路線と加古郡稲美町の境界との交点を起点として、同所から同境界を北進して神戸市、三木市及び加古郡稲美町の境	令和2年11月1日から 令和12年10月31日まで

		界点に至り、同所から神戸市と三木市の境界を東進して神戸市西区神出町五百蔵における市道大久保広野線に至り、同所から同市道を西進して市道神出里622号に至り、同所から同市道を南西進して市道神出村第74号に至り、同所から同市道を南西進して県道神戸加古川姫路線（田井交差点）に至り、同所から同県道を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。ただし、雌岡山鳥獣保護区の区域を除く。	
猪名川特定猟具使用禁止区域	銃器	川辺郡猪名川町広根における県道切畑猪名川線と町道広根猪淵線との交点を起点として、同所から同町道北東進して町道広根万善線に至り、同所から同町道を北西進して町道万善村上線に至り、同所から同町道を北進して町道南田原2号に至り、同所から同町道を南進及び東進して町道南田原線に至り、同所から同町道を南東進して県道川西篠山線に至り、同所から同県道を北西進して町道木津槻並線に至り、同所から同町道を東進して町道万善槻並線に至り、同所から同町道を南進して町道万善4号に至り、同所から同町道を北東進して町道下阿古谷槻並線に至り、同所から同町道を南東進して県道能勢猪名川線に至り、同所から同県道を南進して県道川西三田線に至り、同所から同県道を東進して川西市と猪名川町の境界に至り、同所から同境界を南西進して宝塚市、川西市及び猪名川町の境界点に至り、同所から宝塚市と猪名川町の境界を北西進して県道切畑猪名川線に至り、同所から同県道を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。ただし、猪名川町上野字愛宕山、牛丸山、同町差組字六石山の区域を除く。	令和2年11月1日から令和12年10月31日まで
加西北部特定猟具使用禁止区域	銃器	加西市上野町における県道下滝野市川線と市道殿原佐谷線との交点を起点として、同所から同市道を北進して農道西在田139号に至り、同所から同農道を東進してタカガワオーセントゴルフ倶楽部所有境界に至り、同所から同境界を東進して同市河内町における県道多可北条線に至り、同所から同県道を東進して市道河内野上線に至り、同所から同市道を南進して県道下滝野市川線に至り、同所から同県道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和2年11月1日から令和12年10月31日まで
ネスタリゾート神戸特定猟具使用禁止区域	銃器	三木市細川町槇山におけるネスタリゾート神戸敷地内一円の区域	令和2年11月1日から令和12年10月31日まで
城山特定猟具使用禁止区域	銃器	姫路市夢前町宮置における市道置塩18号線と櫃蔵川の左岸との交点を起点として、同所から同市道を北進して同市糸田の柏森川右岸に至り、同所から同川右岸を東進して谷（通称金井谷）を經由して山頂（通称掘割）における同市香寺町境界に至り、同所から同境界を南進して山	令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

		頂（通称城段山）に至り、同所から谷（通称カクシ谷）を西南進して櫃蔵川に至り、同所から同川左岸を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	
雪彦山特定猟具使用禁止区域	銃器	姫路市夢前町山之内字北桜ヶ谷における県道雪彦山線と雪彦山登山道との交点を起点として、同所から同登山道を北西進して、通称不動岩及び通称出雲岩を經由して通称大天井岳の山頂に至り、同所から同登山道を北進して通称地蔵岳へ向かう登山道に至り、同所から通称地蔵岳へ向かう登山道を東進して同地蔵岳に至り、同所から通称虹滝、通称大曲を通る登山道を東進して基幹林道雪彦・峰山線に至り、同所から同基幹林道を南進及び西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和2年11月1日から令和12年10月31日まで
利神城特定猟具使用禁止区域	銃器	佐用郡佐用町における県道中三河佐用線と町道横坂平福線との交点を起点として、同所から同町道を北進して智頭鉄道に至り、同所から同鉄道を北進して県道上三河平福線に至り、同所から同県道を北東進して知者谷橋西詰における森林管理道利神線の起点に至り、同所から同森林管理道を南東進して同森林管理道の終点に至り、同所から塩谷山奥池を通る谷を南東進して町道塩谷山西谷線に至り、同所から同町道を南東進して町道塩谷山線に至り、同所から同町道を南西進して県道中三河佐用線に至り、同所から同県道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和2年11月1日から令和12年10月31日まで
大撫山特定猟具使用禁止区域	銃器	佐用郡佐用町本郷における県道上福原佐用線と県道宮原力万線との交点を起点として、同所から県道宮原力万線を北進して県道才金宗行線に至り、同所から県道才金宗行線を北東進して町道田和線に至り、同所から同町道を北東進して町道出会田和線に至り、同所から町道出会田和線を北東進して県道才金宗行線に至り、同所から同県道を東進して県道下庄佐用線に至り、同所から県道下庄佐用線を南進して国道179号に至り、同所から同国道を西進して県道上福原佐用線に至り、同所から同県道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和2年11月1日から令和12年10月31日まで
猪篠特定猟具使用禁止区域	銃器	神崎郡神河町大字猪篠における国道312号と朝来市生野町界を起点として、同所から同市町界を東進して関西電力送電線（生野支線）鉄塔No. 49とNo. 48を結ぶ線との交点に至り、同所から同送電線鉄塔を結ぶ線を南進して鉄塔No. 45に至り、同所から鉄塔No. 44を結ぶ線と川（通称すが谷川）左岸との交点に至り、同所から同川左岸を西進して追上川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を北進して川（通称おおかみ谷川）右岸に至り、同所から同川右岸を西進して国道312号（播但連絡有料道路）との交点に至り、同所から同国道を北進して朝来市生野町境界に至り、同所から同市町を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

市島町竹田川特定猟具使用禁止区域	銃器・くくりわな	丹波市市島町東勅使における市道鴨西線の鴨西橋西詰と竹田川左岸堤防との交点を起点として、同所から竹田川左岸を北進して前山川右岸に至り、同所から同川を西進してJR福知山線に至り、同所からJR福知山線を北進して前山川左岸に至り、同所から同川を東進して竹田川左岸に至り、同所から同川を北西進して丹波市市島町と京都府福知山市の境界に至り、同所から竹田川右岸を西進及び南進して市道鴨西線の鴨西橋東詰に至り、同所から市道鴨西線を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和2年11月1日から令和12年10月31日まで
青倉山特定猟具使用禁止区域	銃器	朝来市市内における林道青倉黒川線と市道川上多々良木線との交点を起点として、同所から市道川上多々良木線を北進して、兵庫県円山川地域森林計画朝来市(旧朝来町)156林班のイ、ウ小班界に至り、同所から同小班界尾根筋を東北進して、朝来市旧朝来町と旧山東町との旧町界に至り、同所から同旧町界を南進して青倉山頂における旧朝来町と旧山東町と旧生野町との旧3町界交点に至り、同所から旧朝来町と旧生野町との旧町界を南進して林道青倉黒川線との交点に至り、同所から同林道を西進して青倉神社市道駐車場から青倉神社林道脇駐車場に至る遊歩道との交点に至り、同所から同遊歩道を南西進して市道川上多々良木線との交点に至り、同所から同市道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和2年11月1日から令和12年10月31日まで



**兵庫県告示第1164号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、令和2年11月1日から特定猟具使用禁止区域として指定するため、平成27年兵庫県告示第889号（特定猟具使用禁止区域の指定）の一部を改正する。

令和2年11月13日

兵庫県知事 井戸敏三

表上郡特定猟具使用禁止区域の項を次のように改める。

上郡特定猟具使用禁止区域	銃器	赤穂郡上郡町における町道大枝新川筋線と国道373号の交点を起点として、同所から同国道を南進し及び南東進して赤穂市との行政界に至り、同所から同行政界を北西進して町道上郡川筋線に至り、同所から町道上郡川筋線を北進して県道姫路上郡線に至り、同所から同県道を西進して県道姫路上郡線上郡町竹万字枝川における西詰の交差点に至り、同所から同県道赤穂佐伯線を北進して町道大枝新古土手線に至り、同所から同町道を北東進して町道大枝新川筋線に至り、同所から同町道を東進及び南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成27年11月1日から令和7年10月31日まで
--------------	----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------

表高雄特定猟具禁止区域の項を次のように改める。

赤穂千種川特定猟具使	銃器	赤穂市有年檜原における国道373号と上郡町との行政界の交点を起点として、同所から同国道を南進して千種川堤防道路に至り、	平成27年11月1日から
------------	----	-------------------------------------------------------------	--------------

<p>用禁止区域</p>	<p>同所から同道路を南西進して市道谷口線に至り、同所から同市道を南西進及び東進して同市道の矢野川に架かる谷口橋を渡り県道周世有年原線に至り、同所から同県道を北西進及び南西進して市道中山富原線に至り、同所から同市道を南西進及び南東進して県道周世有年原線に至り、同所から同県道を南東進及び東進して県道高雄有年横尾線に至り、同所から同県道を南進して市道古川口御蔵線に至り、同所から同市道を東進して県道周世尾崎線に至り、同所から同県道を南西進して市道上高野川添線に至り、同所から同市道を南進及び東進して県道周世尾崎線に至り、同所から同県道を南進及び南西進して市道坂越橋線に至り、同所から同市道を北進して国道250号に至り、同所から同国道を北東進して県道赤穂佐伯線に至り、同所から同県道を北東進及び北進して千種川堤防道路に至り、同所から同道路を北東進して市道高雄巡回線に至り、同所から同市道を北西進及び南進して県道高雄有年横尾線に至り、同所から同県道を南西進して市道目坂高雄線に至り、同所から同市道を南西進して県道赤穂佐伯線に至り、同所から同県道を北西進して市道新在家川添線に至り、同所から同市道を北東進及び北西進して県道赤穂佐伯線に至り、同所から同県道を北西進及び北東進して市道東有年松南線に至り、同所から同市道を東進及び北進して千種川堤防道路に至り、同所から同道路を北東進及び北進して市道檜原千種川堤防添線に至り、同所から同市道を北進して安室川に至り、同河川を横断し千種川堤防道路に至り、同所から同道路を北進及び北西進して上郡町との行政界に至り、同所から行政界を北東進及び南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>令和7年10月31日まで</p>
--------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------



**兵庫県告示第1165号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、令和2年10月31日から特定猟具使用禁止区域として指定するため、平成30年兵庫県告示第925号（特定猟具使用禁止区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和2年11月13日

兵庫県知事 井戸敏三

表有年・周世特定猟具使用禁止区域の項を次のように改める。

<p>有年・周世 特定猟具使用 禁止区域</p>	<p>銃器・く くりわな</p>	<p>赤穂市有年横尾における国道2号と市道有年原横尾線との交点を起点として、同所から同市道を南東進して県道高雄有年横尾線に至り、同所から同県道を南進して同市周世における林道神護寺線に至り、同所から同林道の水木原川に架かる橋を渡り同川の右岸を南東進して同市周世字水木原1302—93地内に接する橋と獣害防止柵に至り、同所から同獣害防止柵を南進、南西進及び西進して同市周世字水木谷1302—189地内の遊歩道（通称神護寺表参道）に至り、同所から同遊歩道を西進して県道周世有年原線に至り、同所から同県道を北西進及び北東進して国道2号に至り、同所から同国道を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成30年11月1日から 令和10年10月31日まで</p>
----------------------------------	----------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------

公 告

県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和2年11月13日

兵庫県知事 井戸敏三

1 入札に付する県有地  
売払物件

物件 番号	所在地	面積 (㎡)	地目
2	赤穂郡上郡町上郡字町家ノ六886番	493.32	宅地
3	佐用郡佐用町佐用字中町3005番8	287.90	宅地
4	朝来市八代字中山11番1	570.35	雑種地
5	豊岡市出石町弘原字元七軒町71番2	266.41	宅地
6	洲本市由良三丁目1438番17	425.87	宅地

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者  
 なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。  
 ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者  
 イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者  
 ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者  
 エ アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員又は構成員

3 契約条項を示す場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



## 兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班

## 4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間

## (1) 配布場所及び申込場所

前記3に同じ。

## (2) 配布期間及び申込期間

令和2年11月13日(金)から同年12月1日(火)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで(郵送の場合は、一般書留又は簡易書留により送付し、期間内に前記3の場所に必着のこと。)

## 5 入札の方法、場所及び受付期間

## (1) 方法

入札書は所定の様式により郵送にて受け付ける(持参可)。

## (2) 場所

前記3に同じ。

## (3) 受付期間

令和2年12月7日(月)から同月16日(水)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(郵送の場合は、一般書留又は簡易書留により送付し、期間内に前記3の場所に必着のこと。)

## 6 開札の場所及び日時

## (1) 場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班(詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。)

## (2) 日時

令和2年12月18日(金) 午前10時から

## 7 入札保証金

## (1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。

## (2) 入札保証金は、入札の受付期間中に金融機関から指定口座へ振り込むこと。

## 8 入札に関する条件

## (1) 入札書を所定の日時までに提出していること。

## (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。

## (3) 入札者が同一事項について2通以上した入札でないこと。

## (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

## (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

## (6) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

## 9 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

## 10 入札についての照会先

兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班

電話 (078) 341-7711 内線2550・2551

~~~~~  
**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和2年11月13日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

## 1 落札に係る物品の名称及び数量

国際観光芸術専門職大学(仮称)図書(専門分野系和書)購入及び装備一式 8,450冊

## 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県企画県民部専門職大学準備室専門職大学準備課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

## 3 落札者を決定した日

令和2年10月22日

## 4 落札者の名称及び住所

株式会社紀伊國屋書店関西営業本部 大阪府豊中市蛸池東町4丁目6番23号

- 5 落札金額（税抜）  
24,580,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和2年9月11日



**県有地の一般競争入札による売払い**

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和2年11月13日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 入札に付する県有地  
売払物件

| 物件番号 | 所在地             | 面積（㎡）    | 地目 | 最低売却価格（円） |
|------|-----------------|----------|----|-----------|
| 1    | 丹波篠山市郡家字鯛中791番1 | 1,989.84 | 宅地 | 非公表       |

- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次に掲げる者以外の者であること。
  - (1) 成年被後見人
  - (2) 被保佐人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
  - (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - (6) 破産者で復権を得ない者
  - (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があつた後、2年間を経過しない者  
なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。  
ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者  
イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者  
ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかつた者  
エ アからウまでのいずれかに該当する事実があつた後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
  - (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
  - (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
  - (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員又は構成員
- 3 契約条項を示す場所

〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目18番2号（兵庫県公社館3階）  
兵庫県県土整備部住宅建築局住宅管理課管理班財産管理担当

- 4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間
  - (1) 配布場所及び申込場所  
前記3に同じ。
  - (2) 配布期間及び申込期間  
令和2年11月13日（金）から同年12月2日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- 5 入札の場所及び日時
  - (1) 場所  
〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目18番2号  
兵庫県公社館大会議室（1階）
  - (2) 日時  
令和2年12月4日（金）午前10時30分
- 6 入札保証金
  - (1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。
  - (2) 入札保証金は、金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手により納付すること。
- 7 入札に関する条件
  - (1) 入札書を所定の日時までに提出していること。
  - (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
  - (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理してした入札でないこと。
  - (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
  - (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
  - (6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。
  - (7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
  - (8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった者であること。
- 8 入札の無効  
入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 9 入札についての照会先  
兵庫県県土整備部住宅建築局住宅管理課管理班財産管理担当  
電話（078）341-7711 内線4875



**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和2年11月13日

契約担当者

兵庫県中播磨県民センター長 小橋 浩一

- 1 調達内容
  - (1) 調達する物品等の名称及び数量  
兵庫県西播磨総合庁舎ほか14庁舎で使用する電気 予定数量3,087,938キロワット時/年
  - (2) 調達案件の仕様等  
契約担当者が仕様書等で指定するところによる。
  - (3) 履行期間  
仕様書別紙「対象施設の情報一覧」のとおり
  - (4) 履行場所  
仕様書別紙「対象施設の情報一覧」のとおり
  - (5) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数

があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(入札参加資格審査窓口)

兵庫県出納局管理課 電話(078)341-7711 内線4935

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

- (3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

- (6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。

(環境配慮方針に基づく判定窓口)

兵庫県農政環境部環境創造局環境政策課 電話(078)341-7711 内線3358

## 3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

- (1) 交付期間

令和2年11月13日(金)から同年12月3日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (2) 交付場所

〒670-0947 姫路市北条1-98

兵庫県中播磨県民センター県民交流室総務防災課 担当 大西

電話(079)281-9031

## 4 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書及び入札書の提出期間等

- (1) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出期間

令和2年11月16日(月)から同年12月3日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (2) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出場所及び問合せ先

前記3(2)に同じ。

- (3) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和3年1月14日(木)午後2時から

場所 兵庫県姫路総合庁舎 本館 5階501会議室(姫路市北条1-98)

- (4) 入札書の受領期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送により入札書を提出する場合には、令和3年1月13日(水)午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

## 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の110。以下同じ。)の100分の5以上の額の入札保証金を令和3年1月12日(火)午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

- ア 国（公社・公団を含む。以下同じ。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況並びにその他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき（入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。）。
- (3) 契約保証金
- 契約希望金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
- ア 過去2年間に国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。
- (4) 入札参加者に求められる義務
- ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前記2(1)、(5)及び(6)に示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、令和2年12月3日(木)午後5時までに提出すること。  
また、上記(2)ア及び(3)アに示した国及び地方公共団体等との契約締結及び履行の実績がある場合にはそれを証明する書類を併せて提出すること。
- イ 入札参加者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (5) 入札に関する条件
- ア 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。
- イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- エ 談合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。
- カ 代理人が入札する場合は、入札書と合わせて委任状を提出すること。
- キ 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。
- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。
- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
- (イ) 初度の入札において、前記4(4)及び5(5)アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、4(4)又は5(5)ウ又はエに違反し無効となった者以外の者
- コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。
- (6) 入札の無効
- 本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (7) 契約書作成の要否
- 要作成
- (8) 落札者の決定方法
- 入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

## (9) その他

詳細は、入札説明書による。

## 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

## (1) Name and title of head of the procuring entity:

Hirokazu Kobashi, Executive Director General, Nakaharima District Administration Center, Hyogo Prefectural Government

## (2) Nature and quantity of the services to be required:

Supply of electric power, 3,087,938 kWh/1 year

## (3) Fulfillment period:

As per designated by the head of the procuring entity in specification

## (4) Location:

As per designated by the head of the procuring entity in specification

## (5) Deadline for tender:

14:00 January 14, 2021 by direct delivery

17:00 January 13, 2021 by mail

## (6) Person to contact concerning the notice:

Mr. Oonishi, Civil Administration Office, Nakaharima District Administration Center, Hyogo Prefectural Government

1-98, Hojo, Himeji, Hyogo 670-0947

TEL (079)272-9031